

令和 5 年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 調査内容

(1) 調査地点

- ア 南輝小学校（岡山市南区南輝三丁目 6-9）
- イ 陵南小学校（岡山市北区東花尻 241-1）

(2) 調査項目等

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（平成 13 年 5 月 21 日環境省策定、令和 4 年 3 月 31 日最終改訂。）及び「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 12 日環境庁（当時）策定、平成 31 年 3 月最終改訂）に準拠し、「優先取組物質」23 物質のうち、21 物質*について毎月 1 回、24 時間の連続サンプリング調査を実施した。

※「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」については「クロム及びその化合物」として全量測定での評価とし、また、ダイオキシン類を除く。

ア 環境基準が設定されている物質（4 物質）

- ジクロロメタン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- ベンゼン

イ 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている物質（11 物質）

- アクリロニトリル
- アセトアルデヒド
- 塩化ビニルモノマー
- 塩化メチル
- クロロホルム
- 1, 2-ジクロロエタン
- 水銀及びその化合物
- ニッケル化合物
- ヒ素及びその化合物
- 1, 3-ブタジエン
- マンガン及びその化合物

ウ その他の有害大気汚染物質（6 物質）

- クロム及びその化合物（クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物）
- 酸化エチレン
- トルエン
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾ [a] ピレン
- ホルムアルデヒド

(3) 調査期間

令和5年4月 ～ 令和6年3月

2 調査結果

環境基準及び指針値が設定されている物質の年平均値は、いずれも環境基準及び指針値を下回っていた。

「優先取組物質」(ダイオキシン類を除く)の年平均値

※単位[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

物質名	南輝小学校	陵南小学校	環境基準等
アクリロニトリル	0.022	0.019	<u>2以下</u>
アセトアルデヒド	1.2	1.1	<u>120以下</u>
塩化ビニルモノマー	0.012	0.005	<u>10以下</u>
塩化メチル	1.5	1.5	<u>94以下</u>
クロム及びその化合物	0.0033	0.0035	—
クロロホルム	0.18	0.17	<u>18以下</u>
酸化エチレン	0.040	0.038	—
1, 2-ジクロロエタン	0.18	0.16	<u>1.6以下</u>
ジクロロメタン	0.83	0.76	150以下
水銀及びその化合物	0.0019	0.0020	<u>0.04以下</u>
テトラクロロエチレン	0.023	0.020	200以下
トリクロロエチレン	0.075	0.031	130以下
トルエン	2.7	3.4	—
ニッケル化合物	0.0022	0.0019	<u>0.025以下</u>
ヒ素及びその化合物	0.0021	0.0017	<u>0.006以下</u>
1, 3-ブタジエン	0.038	0.032	<u>2.5以下</u>
ベリリウム及びその化合物	0.0000041	0.0000041	—
ベンゼン	0.78	0.69	3以下
ベンゾ [a] ピレン	0.00060	0.00026	—
ホルムアルデヒド	1.5	1.7	—
マンガン及びその化合物	0.029	0.033	<u>0.14以下</u>

注1 優先取組物質：「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」248物質のうちで、健康リスクがある程度高いと考えられる23物質

注2 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については形態別分析方法が確立されていないことから「クロム及びその化合物」として測定している。

注3 年平均値は検出下限値以上の値は実測濃度の値を用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2の値を用い、算術平均により求めた。

注4 下線 は指針値を示す。